



# 新婚生活を始めるための費用を補助します！

『令和7年度柳井市結婚新生活支援事業』

これから夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住宅取得、リフォーム、住宅賃借、引越）の支援を行います。

## 【補助金額】

夫婦とも29歳以下 上限60万円

夫婦とも39歳以下 上限30万円

## 柳井市結婚新生活支援事業の概要

### 対象世帯とは



- ①～⑧の要件すべてに該当する世帯
  - ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
  - ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
  - ③夫婦の所得を合わせて500万円未満（世帯収入約677万円未満に相当）である世帯 ※ 賃与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得額から控除します
  - ④申請日において夫婦の双方が柳井市内の新住所に居住し、住民基本台帳に登録されている
  - ⑤夫婦ともに市町村税等の滞納がないこと
  - ⑥夫婦ともに補助金の交付後3年以上柳井市に定住する意思があること
  - ⑦過去に他の自治体による結婚新生活支援事業による補助金の交付を受けていないこと
  - ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でないこと

### 補助対象の費用とは



- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までにかかった以下の費用
  - 住居費用  
新居の購入費、リフォーム費用、賃借料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
  - 引越費用  
引越し業者や運送業者に支払った費用

### 申請・問い合わせ先

柳井市役所 政策企画課（4階3番窓口） TEL 0820-22-2111（内線470）

必要書類・手続方法については、裏面をごらんください

# 柳井市結婚新生活支援事業補助金 申請手続

## 1 交付申請（申請期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日）

以下の書類を柳井市役所政策企画課（4階3番窓口）へ提出してください。

提出書類	
①	柳井市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
②	夫婦の住民票
③	夫婦の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
④	夫婦の所得証明書 ※1
⑤	夫婦の市町村税等の滞納がないことの証明書（完納証明書）
⑥	貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し（貸与型奨学金の返済を行っている場合）
⑦	住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し及び領収書の写し又は支払いがわかるものの写し（住宅取得、リフォームの場合）
⑧	賃貸借契約書の写し及び領収書の写し又は支払いがわかるものの写し（住宅賃借の場合）
⑨	住宅手当支給証明書（第2号様式）（住宅賃借の場合） ※2
⑩	引越しに係る領収書の写し又は支払いがわかるものの写し（引越し費用の場合）
⑪	誓約書兼同意書（第3号様式）

※1 直近の年度の所得証明書

※2 勤務先から住宅手当を受けていない場合も必要

◆ 交付申請時にアンケートを配布しますので、ご協力をお願いいたします。



## 2 交付決定通知書の受取り（申請より2～3週間後）

審査の結果、補助金の交付が決定しましたら「結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書」及び「柳井市結婚新生活支援事業補助金交付請求書」の様式を送付します。内容を確認してください。

## 3 補助金交付請求書を提出

「柳井市結婚新生活支援事業補助金交付請求書」にご記入の上、柳井市役所政策企画課へ提出してください。

## 4 補助金の振込

請求書の内容を確認し、請求書に記載の口座に市から補助金を振り込みます。

### ※所得の取り扱いについて

本事業の補助金は、税法上、一時所得として取り扱われるため、一時所得の合計金額が特別控除（最大50万円）を超えた額については、所得税が課税されることとなり、確定申告をする必要があります。税に関する詳細は、税務署または税理士にご相談ください。